

岡山県広報紙「晴れの国おかやま」配布業務仕様書

1 業務の内容

隔月発行の県広報紙「晴れの国おかやま」を、県民に広く配布するため、新聞折込等を利用して配布を行う。

2 業務の条件

- ・県広報紙「晴れの国おかやま」（タブロイド判、4ページ、フルカラー、コート紙グロス）を、新聞折込又はポスティングを利用して配布する。
- ・新聞折込については、原則、偶数月の第1日曜日に配布する。ポスティングについては、偶数月上旬の県公聴広報課が別途指定した日に配布する、ただし、県公聴広報課の指示により、配布日が変更となる場合がある。
- ・折込の対象となる新聞は、隔月（原則偶数月）第1日曜日に県内で発行される新聞（山陽新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、中国新聞、日本経済新聞）の朝刊で、広告等を折り込んで配達されるものとする。
- ・折込及びポスティングの対象となる地区は、岡山市及び倉敷市とする。ただし、毎号ごとに、県公聴広報課が別途指示するものとする。
- ・委託料を積算する際に使用する折込部数は、各新聞販売所が該当する新聞への折込を完了するために必要となる部数とする。なお、この部数には、汚損、毀損、未達等に対応するための最小限の予備を含むものとする。
- ・委託料は、落札された折込単価及び送料単価を基に、折込部数及び新聞販売所数の変動に応じ、各号ごとに確定する。

$$\begin{aligned} \text{委託料} &= \text{折込単価 (〇〇円)} \times \text{折込部数 (〇〇部)} \\ &\quad + \text{送料単価 (〇〇円)} \times \text{新聞販売所数 (〇〇カ所)} \\ &\quad + \text{ポスティング単価 (〇〇円)} \times \text{ポスティング部数 (〇〇部)} \\ &\quad (\text{※下線部毎号変動}) \end{aligned}$$

- ・委託業務完了後の業務完了報告書のほか、県公聴広報課が必要に応じ求める業務の状況について報告すること。
- ・委託業務の実施に関し、岡山県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- ・業務の遂行方法などに不明な点が生じたときは、その都度県公聴広報課と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施をするものとする。

3 委託予定期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日